



目次	ページ
告 示	
○保安林の指定予定の通知（6件）（治山林道課）	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（4件）（漁業管理課）	2
○道路の区域変更（2件）（道 路 課）	3
○道路の供用開始（ 〃 ）	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部改正（12・24掲示）	4

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第7号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成27年1月13日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 香美市物部町別府字ナロ71の4

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字ナロ71の4（次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
**高知県告示第8号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成27年1月13日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 四万十市佐岡字イヤカ谷奥967から971まで、972の1、972の2、973、975、976、977の1、977の2、978から983まで、984のイ、984のロ、985の1、986、987の1、987の2、字西古大坂山1268のリ、1268のレ、字南イヤゲ谷1276の1、1276の2

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字イヤカ谷奥982・字西古大坂山1268のレ・字南イヤゲ谷1276の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）  
**高知県告示第9号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成27年1月13日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 高岡郡構原町川井7268、7286から7288まで

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 川井7286・7287（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び構原町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
**高知県告示第10号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
 平成27年1月13日  
 高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
 高岡郡越知町野老山字シオホ4985、7332から7338まで、7340から7343まで、字マツガナロ7180、7181、7183、7186、7193

2 指定の目的  
 土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
 (1) 立木の伐採の方法  
 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字シオホ4985・字マツガナロ7181（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び越知町役場に備え置いて縦覧に供する。）  
**高知県告示第11号**  
 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町上八川下分字タラヤブ10741から10743まで、宇石穴10811、10812

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字タラヤブ10741・宇石穴10812（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第12号**  
農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

1 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡仁淀川町津江字東ヤシキノ前8、9、116、117、118の3、下名野川字ツエノヒガシタニ954、955の1から955の3まで、959、960、981、字ミメヨシ1034、1035、1036の1、1037

2 指定の目的  
土砂の流出の防備

3 指定施業要件  
(1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字東ヤシキノ前116・117・字ツエノヒガシタニ955の2・955の3・字ミメヨシ1035・1036の1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の

所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第13号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
(1) 発起人の住所及び氏名  
南国市 楠 瀬 透  
" 溝 淵 正 喜  
" 山 本 寿 一  
(2) 加入区の名称  
浜改田加入区  
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
浜改田漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧  
(1) 縦覧期間  
平成27年1月13日から同月27日まで  
(2) 縦覧場所  
浜改田漁業協同組合事務所

**高知県告示第14号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
(1) 発起人の住所及び氏名  
須崎市 上 野 弘 幸  
" 福 田 唯 志  
" 井 上 順 二  
(2) 加入区の名称

池ノ浦加入区  
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合池ノ浦支所

2 指定漁船調書の縦覧  
(1) 縦覧期間  
平成27年1月13日から同月27日まで  
(2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合池ノ浦支所事務所

**高知県告示第15号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
(1) 発起人の住所及び氏名  
須崎市 福 本 茂 明  
" 谷 村 正 二  
" 福 本 謙 次  
(2) 加入区の名称  
深浦加入区  
(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合深浦支所

2 指定漁船調書の縦覧  
(1) 縦覧期間  
平成27年1月13日から同月27日まで  
(2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合深浦支所事務所

**高知県告示第16号**  
漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項  
(1) 発起人の住所及び氏名  
土佐清水市 横 山 俊 一  
" 宮 崎 時 造  
" 浦 吉 義 之

- (2) 加入区の名称  
布加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
高知県漁業協同組合布支所

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間  
平成27年1月13日から同月27日まで
- (2) 縦覧場所  
高知県漁業協同組合布支所事務所

高知県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成27年1月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横浪公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
須崎市浦ノ内東分字クニサダノマエ337番1から 須崎市浦ノ内東分字ヒサトモ1069番2まで	A	3.1	587
		8.6	
須崎市浦ノ内東分字クニサダノマエ337番1から 須崎市浦ノ内東分字ヒサトモ1067番1まで	B	9.3	523
		44.0	
須崎市浦ノ内東分字クニサダノマエ337番1から 須崎市浦ノ内東分字ヒサトモ1067番1まで	後	9.3	523
		44.0	

高知県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成27年1月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南インター
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市高須新町三丁目602番1から 高知市五台山字五郎右衛門汐田683番1地先まで	前	25.0	1,641
		82.0	
高知市高須新町三丁目602番1から 高知市五台山字五郎右衛門汐田683番1地先まで	後	25.0	1,641
		99.8	

高知県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、平成27年1月13日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南インター
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高知市高須新町三丁目602番1から 高知市五台山字五郎右衛門汐田683番1地先まで	1,641	平成27年1月14日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成27年1月13日  
高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成26年11月4日 26高都計第411号	南国市大埴字六俵乙850番1ほか	高知市神田2028番地 株式会社ナイフアンドフォークカンパニー 代表取締役 大西 光輝

-----  
選挙管理委員会告示  
-----

高知県選挙管理委員会告示第117号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成26年12月24日（掲示済）

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

1 病院の表中

「

細木ユニティ病院	高知市西町100番地
----------	------------

」

を削る。